

■元明天皇 43代天皇(女帝)。草壁皇子の妃。天智天皇の第4皇女。文武天皇・元正天皇・吉備内親王の母。

げんめいてんのう

朝鮮出兵・・・661＝ 生。母は蘇我倉山田石川麻呂の女姪娘。

白村江の戦い・・・663＝ 2歳：

庚午年籍・・・670＝ 9歳：

天智天皇没・・・671＝10歳：天智天皇死去。

壬申の乱・・・672＝11歳：壬申の乱。

草壁皇子の妃となり、

・・・679＝18歳：

・・・680＝19歳：氷高皇女(元正天皇)を出産。

・・・683＝22歳：珂瑠皇子(文武天皇)を出産。

文武天皇没・・・686＝25歳：

・・・688＝27歳：

浄御原令・・・689＝28歳：夫草壁皇子が死去。

持統天皇即位 690＝29歳：持統天皇即位。

薬師寺三尊像 697＝36歳：_持統天皇が譲位し、珂瑠皇子が文武天皇として即位。

持統天皇没・・・702＝41歳：

・・・706＝45歳：_文武天皇不予に際しては禅位を固辞したが、

元明天皇即位 707＝46歳：*文武崩後に遺詔により即位した。即位詔に天智天皇の定めた不改常典に基づくところから、嫡子継承実現のための中継的性格をもつ天皇とされている。治世中は、農民逃亡の禁止、出挙制、山野占拠の禁止など、律令制の整備・堅持に腐心している。

和同開珎・・・708＝47歳：武蔵国から和銅が献上されたため、和銅と改元した。初めて催鑄銭司を置き、和同開珎を施行した。また、平城新都造営を詔し、石上麻呂を左大臣に、藤原不比等を右大臣に任じた。

・・・709＝48歳：蝦夷の乱に、東国の民を徴発して兵とし、將軍を任命して鎮定させた。浮浪逃亡者の私使役を禁じ、

平城京遷都・・・710＝49歳：平城に遷都した。

・・・711＝50歳：律令の励行を諸国に促し、造都の役民の逃亡が多いので兵庫の防備を厳重にするよう命じた。禄法を定め、出挙の利を規定し、親王以下豪強の家が山野を占拠することを禁じた。

古事記完成・・・712＝51歳：太安万侶に命じていた「古事記」が撰上された。郡司の職務を定め、巡察使に国郡司の非違を檢察させた。諸国運脚の粗を制定したが、以後も運脚関連政策が多くみられる。

・・・713＝52歳：度量・調庸・義倉など5カ条を制定した。郡郷名に好字を用いさせ、「風土記」の撰上を命じた。諸寺の制限以上の田野占有を収公した。

日本書紀始・・・714＝53歳：諸国の産業の興隆・儲備を国郡里長に督励。同年、皇太子(首皇子。のちの聖武天皇)に元服を加え、

元正天皇即位 715＝54歳：皇太子が初めて拝朝した。百姓の流亡を戒め、浮浪者に対する課役の制、いわゆる土断法を定め、輸調・義倉などの制を定めた。皇親の准位を定め、*皇位を娘の氷高内親王(元正天皇)に譲った。その詔には、皇太子首皇子が年齒幼弱で深宮を離れえないので内親王に譲位するとある。在位7年であったが、そのほか律令官制の整備も多く、授刀舎人寮の設置、各省司らの増員、郡司らの補任の定制なども多い。

養老律令・・・718＝57歳：元正天皇は元明太上天皇不予のために天下に大赦し、

藤原不比等没 720＝59歳：

長屋王右大臣 721＝60歳：再び大赦。_右大臣長屋王・参議藤原房前を召し入れ、崩後の葬送、讓号、廃朝の禁止などを遺詔し、さらに葬処に常葉樹を植え「刻字の碑」の建立を命じ、平城宮中安殿に崩じた。

大倭国添上郡椎山陵に葬じたが、遺詔により喪儀は行なわれなかった。遺詔の「刻字の碑」は後世地中から掘り出され、春日社の境内に移されていたが、江戸時代に藤貞幹が元明天皇陵碑であることを断じ、幕末に陵上に移された。「万葉集」には、勢の山を越ゆる時の歌1首、もののふに対する歌1首、藤原京から寧楽宮に遷った時の歌1首がある。